『平成23年7月の電技解釈の改正に伴う修正』および『正誤』

東京電機大学出版局

書名:第2種電気工事士筆記試験 集中ゼミ

版刷:第2版2刷(2009年5月20日)

| 頁 | 場所 | 原 文 (*印の項目は正誤です) | 修正 |
|----|-------|--|----------------|
| 24 | (1) | ~ 規定(電技解釈第39条)されており、ヒューズの代わりに銅板が~ | 第35条 |
| | 見出し | 【1 】単相3線式回路の断線 [★] | [2] |
| 32 | (1) | ~ 図2.20のように規定されている(電技解釈第171条). | 第149条 |
| 34 | (1) | ヒューズの性能は、以下のとおりである(電技解釈第37条). | 第33条 |
| 34 | [2] | 配線用遮断器の性能は、以下のとおりである(電技解釈第37条). | |
| 36 | 見出し | 【1】過電流遮断器の定格電流/_Bの求め方 (電技解釈第170条) | 第148条 |
| 38 | 見出し | 【1】幹線の許容電流の求め方(電技解釈第170条) | 第148条 |
| 40 | 見出し | ■1 分岐回路における開閉器の省略(電技解釈第171条) | 第149条 |
| | 見出し | 【1】施設場所と工事の種類(電技解釈第174条) | 第156条 |
| | 表3.1 | 【工事法の欄】 2種可とう電線管工事 | 金属可とう電線 管工事 |
| | | L上寺伝♥川南』 2住りこ / 电砂目上寺 | |
| 42 | | 1種可とう電線管工事 ● × ● × × × 【この行を削除】 | |
| | Point | ケーブル工事, 金属管工事, 合成樹脂管工事, 2種可とう電線管工事の四つ | 金属可とう電線 |
| | | は, すべての場所で施工できる. ~ | 管工事 |
| | 見出し | 【2】粉じんの多い場所での工事(電技解釈第192条) | 第175条 |
| 44 | (1) | ~ 低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第187条). | 第164条 |
| 46 | (1) | ~ 低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第178条). | 第159条 |
| 48 | (1) | ~ 低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第177条). | 第158条 |
| | 見出し | 3.5 可とう電線管工事 | 金属可とう電線 管工事 |
| | 出題項目 | □ 可とう電線管工事の施設方法 | |
| 50 | 見出し | 【1】可とう電線管工事 | |
| | (1) | 可とう電線管工事は屈曲箇所が多く、金属管では ~ | |
| | | 可とう電線管工事による低圧屋内配線は、次のように施設する(電技解釈第 | 第160条 |
| | | 180条). | |
| | Point | 可とう電線管工事 に関する問題は、他の工事にもあてはまる~ | 金属可とう電線 管工事 |
| | 問2 | 金属製可とう電線管を使用する工事として、不適切なものは. | - 金属可とう電線 管 |
| | | 八. 金属製可とう電線管とボックスとの接続にストレートボックスコネクタを~ | |
| 51 | | 二. 金属製可とう電線管と金属管(鋼製電線管)との接続に~ | |
| | 問3 | イ. 金属製可とう電線管相互を接続するのに用いる. | |
| | | □. 金属製可とう電線管と金属管とを接続するのに用いる. | |
| | | 八. 金属製可とう電線管をボックスに接続するのに用いる. | |
| | | 二. 金属製可とう電線管の管端に取り付け, 電線の被覆の保護に用いる. | 1 |
| | | | |

| 頁 | 場所 | 原 文 (*印の項目は正誤です) | 修正 |
|-----|------|---|-----------------|
| 52 | (1) | 金属ダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第181条)(図3.8). | 第162条 |
| | 2 | バスダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第182条)(図3.9). | 第163条 |
| | [3] | フロアダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第183条)(図3.10). | 第165条 |
| | 4 | ライティングダクト工事は、次のように施設する(電技解釈第185条)(図3.11). | 第165条 |
| 54 | (1) | 地中電線路の施設方法は、次のように施設する(電技解釈第134条). | 第120条 |
| 56 | 見出し | 【1】電球線の施設(電技解釈第190条) | 第170条 |
| | 見出し | 【2】移動電線の施設(電技解釈第191条) | 第171条 |
| | 見出し | 【3】ショウウインドウ内の配線工事(電技解釈第198条) | 第172条 |
| 58 | 見出し | 【1】屋内のネオン放電灯工事(電技解釈第208条) | 第186条 |
| 90 | (1) | ① ~ 表6.3に示すような種類がある(電技解釈第19条, 23条, 29条). | 第17条, 29条 |
| | | ② ~ 接地工事の接地極として使用できる(電技解釈第22条). | 第18条 |
| | | ③ 移動して使用する <mark>機械器具</mark> の接地線には、~ を使用する(電技解釈第20条). | 低圧の機械器具 第17条 |
| | (II) | ② ~ D種接地工事を施したとみなし、省略することができる(電技解釈第21条). | 第17条 |
| 92 | | ③ 金属管工事におけるD種接地工事の省略(電技解釈第178条). | 第159条 |
| | | ※ ①の「解釈第29条」はそのまま | |
| 0.4 | (1) | ~しかし,以下の場合は省略できる(電技解釈第40条). | 第36条 |
| 94 | 解説 | イのライティングダクトの施設では、~ (電技解釈第185条)という規定があり、~ | 第165条 |
| 96 | | ※ 【1】の「解釈第12条」はそのまま | |
| | (1) | ~以下の場合は300Vとすることができる(電技解釈第162条). | 第143条 |
| 98 | 2 | ~を次のような条件で施設すれば例外とする(電技解釈第162条). | |
| | 解説 | 住宅に三相200Vを施設する場合は、電気設備技術基準解釈第162条より、~ | |
| 62 | 見出し | 【1】低圧引込線(電技解釈第97条) | 第116条 |
| 102 | 2 | #説 住宅に三相200Vを施設する場合は、電気設備技術基準解釈第162条より、~ 見出し 【1】低圧引込線(電技解釈第97条) ~MIケーブルを除く)でなければならない(電技解釈第91条). | 第110条 |
| | (1) | ~15m以下なら開閉器を省略できる(電技第165条). | 電技解釈第147条 |
| 64 | 2 | ~8m以下の場合, 開閉器を省略できる (電技解釈第211条). | 第166条 |
| | [3] | 地中配線は、ケーブルを用いなければならない(電技解釈第134条). | 第120条 |
| 166 | [2] | ~次のように規定されている(電技解釈第188条). | 第145条 |
| 168 | (1) | ~機械器具の電圧によって区分される(電技解釈第19条,23条,29条). | 第17条, 29条 |
| | (1) | 低圧屋内配線は,直径1.6mm以上の軟銅線を用いる(電技解釈第164条). | 第146条 |
| 170 | [2] | ~接続する電路をいい、次のように施設する(電技解釈第237条). | 第181条 |
| 110 | [3] | ~また, 白熱電球にはビニルコード以外のコードを用いる(電技解釈第190条). | 第170条 |
| | 4 | ~次のように規定されている(電技解釈第189条). | 第167条 |
| 172 | (1) | ~3相200Vでも使用できる(電技解釈第162条). | 第143条 |
| | 2 | ~図15.20のように規定されている(電技解釈第171条). | 第149条 |
| 173 | 解説 | ①は三相200Vの配線である.したがって電技解釈第162条より,エアコンの~ | 第143条 |